

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

令和3年4月12日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地, 用途及び構造

- (1) 所在地 京都市右京区太秦森ケ東町30-2
- (2) 用途 店舗(飲食)
- (3) 構造 鉄骨造及び木造の2階建て

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市右京区太秦森ケ東町30-2
- (2) 氏名 株式会社FRF 代表取締役 前田慎治

3 命令年月日

令和3年4月9日

4 命令の内容

工事の施工を停止すること。

5 根拠条項

建築基準法第9条第10項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)